

事業報告書

(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 博雅会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市本島町2番11号

(3) 設立認可年月日 平成19年 3月20日

(4) 設立登記年月日 平成19年 4月 3日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	田中医院	長崎県佐世保市本島町2番11号 4210227304	一般病床 19床 療養病床 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 5年10月25日 令和5年度決算の決定
 令和 5年10月26日 役員の変更(理事長重任、理事1名選任)
 令和 6年 3月15日 役員の変更(理事1名改姓)
 令和 6年 8月31日 第19期(自令和6年9月1日至令和7年8月31日)の
事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 博 雅 会

所在地 長崎県佐世保市本島町2番11号

貸 借 対 照 表

(令和 6年 8月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	55,208	I 流 動 負 債	24,313
II 固 定 資 産	62,402	II 固 定 負 債	69,296
1 有 形 固 定 資 産	18,697		
2 無 形 固 定 資 産	2,301	負 債 合 計	93,609
3 そ の 他 の 資 産	41,404	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	9,800
		II 利 益 剰 余 金	14,201
		純 資 産 合 計	24,001
資 産 合 計	117,610	負 債 ・ 純 資 産 合 計	117,610

法人名 医療法人 博 雅 会

所在地 長崎県佐世保市本島町2番11号

損 益 計 算 書

(自 令 和 5 年 9 月 1 日 至 令 和 6 年 8 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	153,671
2 事 業 費 用	163,691
本来業務事業利益	△ 10,020
事 業 利 益	△ 10,020
II 事 業 外 収 益	656
III 事 業 外 費 用	650
経 常 利 益	△ 10,014
IV 特 別 利 益	3,212
V 特 別 損 失	3,212
税 引 前 当 期 純 利 益	△ 10,014
法 人 税 等	71
当 期 純 利 益	△ 10,085

法人名 医療法人 博 雅 会
所在地 長崎県佐世保市本島町2番11号

財 産 目 録
(令 和 6 年 8 月 31 日 現 在)

1. 資 産 額 117,610 千円
2. 負 債 額 93,609 千円
3. 純 資 産 額 24,001 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	55,208
B 固 定 資 産	62,402
D 資 産 合 計 (A + B)	117,610
E 負 債 合 計	93,609
F 純 資 産 (D - E)	24,001

土地及び建物について、該当の欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 博 雅 会
理事長 田 中 雅 子 殿

私は、医療法人 博雅会 の令和6会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

医療法人 博 雅 会
監 事 川口 勇一郎

